

防衛省

大臣 小野寺 五典 殿

駐留軍等労働者の給与引き下げに等に対する特段の配慮を求める緊急要請

在日米軍基地に就労する駐留軍等労働者は、国（防衛省）に雇用され日米安全保障体制の円滑な運用を確保する上において、重要な米軍基地業務の一翼を担っております。

その間、様々な労働条件をめぐる労使間交渉・協議を経て、今日の賃金・労働条件の形が作り上げられてきました。その面では、駐留軍等労働者およびその家族の生活をはじめ、基地の所在する地域経済へも大きく貢献したものと受け止めております。

さて、駐留軍等労働者においては、2008年4月より公務員にない手当として「格差給および語学手当」等の廃止により、すでに制度上10パーセントの賃金カットが実施され、退職手当の水準引き下げを加えれば、この間、相当な人件費抑制が行われてきたにもかかわらず、2013年度予算計上をめぐって、昨年10月に貴省より現給保障を含む経過措置全廃の提案がなされました。以降、貴省と労働組合との間において、この経過措置の取り扱いをめぐり交渉・協議が現在も続けられておりますが、今般、貴省のホームページ上において駐留軍等労働者に向けた「お知らせ」が広報され、3月31日をもって経過措置の一部が終了すると予告しております。

この経過措置がいきなり廃止されれば、駐留軍等労働者およびその家族の日常生活に直接影響を及ぼすばかりか、将来の生活設計へも大きな不安を与えることとなります。

しかも一方では、民間企業の労働者であれば適用される労働関係法令の適用から漏れているなどの問題が生じ、長年にわたる取り組みにも拘わらず未だに解決していません。

国内法令の適用など当たり前のことが何故、米軍基地労働においては通用しないのか、改めて問い直すところから始まり、米軍基地という存在の特殊性と駐留軍等労働者の置かれている特殊な存在を検証し直し、今後取り組むべき課題を明らかにするべく取り組んで参りました。

結果、本来ならば雇用主である国（防衛省）の責任において確立すべきであった駐留軍等労働者のステータスが曖昧にされ、今日まで放置されてきたことが問題の大きな要因であると言えます。

そこで、駐留軍等労働者の生活破壊に直接繋がるような急激な勤務条件（給与減額）の切り下げとならぬよう、一定の合意に向けた交渉・協議の継続を駐留軍等労働者と行うようご努力いただきますよう特段の配慮をお願いし、緊急の要請といたします。

以上

2013年3月19日

（要請名簿は別紙のとおり）

駐留軍労働政策議員連盟

顧問	横路 孝弘	衆議院議員
会長	高木 義明	衆議院議員
事務局長	那谷屋 正義	参議院議員
	海江田 万里	衆議院議員
	長島 昭久	衆議院議員
	近藤 昭一	衆議院議員
	玉城 デニー	衆議院議員
	大河原 雅子	参議院議員
	牧山 ひろえ	参議院議員
	藤谷 光信	参議院議員
	大久保 潔重	参議院議員
	神本 みえ子	参議院議員

社会民主党	照屋 寛徳	衆議院議員
-------	-------	-------